

愛媛県農林漁業共同化資金の融通に関する条例施行規則

昭和36年10月17日規則第41号
最終改正平成5年10月8日規則第39号

(目的)

第1条 この規則は、愛媛県農林漁業共同化資金の融通に関する条例（昭和36年愛媛県条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(団体の範囲)

第2条 条例第2条第1項第1号に規定する団体は、次の各号に掲げる要件を有するものとする。

- (1) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。
- (2) 農林漁業の経営を共同又は集団で行なうことを目的として組織され、実体的活動を現に行ない、又は行なおうとするものであること。

(農林漁業者等の指定)

第3条 条例第2条第1項第3号の規定による知事が特に必要と認めるものは、農林水産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工、農林水産物の貯蔵又は農林水産業生産に必要な資材の製造の事業を主たる事業として営む法人であって、条例第2条第1項第1号及び第2号に掲げるものが、その法人の総出資口数の過半数に相当する口数を有し、かつ、総会における議決権数の過半数を有しているもの並びに県が出捐している農林漁業関係法人及び当該法人が構成員となっている法人とする。

(融資及び償還)

第4条 融資対象事業、償還期限及びすえ置期間は、別表のとおりとする。

2 融資の償還は、年賦による元金均等償還の方法とする。

(融資方針及び貸出手続)

第5条 この融資の運営については、条例及びこの規則に定めるもののほか、別に定める融資要綱及びそれぞれの融資機関の定める貸出手続によるものとする。

別表（第4条関係）

	融資対象事業	償還期限	据置期間
農業	中核農家複合経営	5年以内	2年以内
	中核農家農作業受託	5年以内	2年以内
	農畜産用地取得	5年以内	2年以内
	家畜導入	2年以内	
	預託家畜	2年以内	
漁業	小型漁船取得	5年以内	2年以内
	水産養殖	4年以内	
林業	しいたけ栽培施設	5年以内	2年以内
	木炭原木	1年以内	
	緑化樹	5年以内	2年以内
	育林	7年以内	3年以内
	間伐	7年以内	3年以内
	青年農林漁業者海外研修事業	5年以内	1年以内
	青年農林漁業者住居改善事業	5年以内	
	青年農業者花き球根導入事業	5年以内	
	その他農林漁業共同化事業	5年以内	別に定める